

執筆者:

E-mail✉ [ラース・マーケルト](mailto:raus@nshimura-asahi.com)

E-mail✉ [カルロッタ・ブラッセル](mailto:carol@nshimura-asahi.com)

E-mail✉ [川崎 勝暉](mailto:kawasaki@nshimura-asahi.com)

※本ニューズレターは、2022年7月1日発行の英文ニューズレター「[The New ICSID Rules and Regulations - an Overview](#)」の参考和訳であり、英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

ICSID 仲裁規則等の改正

長期にわたる慎重な検討の末、2022年7月1日付けで、投資紛争解決国際センター(International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID)の諸規則の改正が発効しました。

ICSID は、2016年10月以降、「ITを活用してICSIDの手続の環境負荷を削減しつつ、規則を近代化、簡素化及び合理化する¹」という目標を掲げ、その規則等の改正に取り組んできました。このような取り組みは、ICSID が管理する紛争の効率性及び費用対効果を高めるものとして歓迎されてきました。

今回の改正は、4度目の ICSID 規則等の改正であり、全て[こちら](#)の ICSID のウェブサイトで公開されています。同ウェブサイトには、改正案及び改正の経緯に関するワーキングペーパーが掲載されています²。今回の改正は、ICSID の 55 年の歴史の中で最も広範囲に及ぶものです。今回改正されたのは、次の規則等です。

1. ICSID 条約に基づく手続の規則及び関連する細則
2. ICSID 追加的制度規則
3. ICSID 調停規則
4. ICSID 事実調査規則

これらの改正は、2022年1月20日に最終決定され、ICSID の運営組織である Administrative Council に提出された後、2022年3月21日に ICSID 加盟国の多数により承認されました。改正後の ICSID 仲裁規則等は、2022年7月1日以降に当事者が合意する手続に適用されます³。ICSID は、今後、ICSID のウェブサイト上で改正後の仲裁規則等に関する広範な注釈を公開する旨を述べています⁴。

本ニューズレターでは、最も一般的に使用される ICSID 仲裁規則に焦点を当て、多数ある改正点のうち特に重要なものの勘所を解説します。

¹ [ICSID Rules and Regulations Amendment | ICSID \(worldbank.org\)](#).

² 本ニューズレターにおける説明の多くは、ICSID が公表した様々な報告書及びプレスリリースに依拠しています。

³ ICSID 条約第 33 条(調停)及び第 44 条(仲裁)

⁴ [ICSID Releases 2022 Versions of its Rules and Regulations | ICSID \(worldbank.org\)](#).

1. 仲裁規則の改正

(1) 透明性

改正後の仲裁規則は、ICSID の手続命令、決定及び仲裁判断の透明性をさらに高める一方で、当事者による秘密情報の特定を容易にし、保護の対象となる個人情報等を非公開とすることに資するものです。

仲裁判断等の公開 (第 62 条から第 64 条、及び、第 66 条) 仲裁規則は、仲裁判断、仲裁判断の取消決定、手続命令、決定及び主張書面を含む ICSID 手続において提出された文書の公開を積極的に促進することを目的としています。

ICSID 条約第 48 条 5 項は、仲裁判断を公開するために両当事者の同意を必要としており、ICSID 条約を改正するためには全加盟国の同意が必要であるため、近い将来に同条約が改正される可能性は低いでしょう。しかし、仲裁規則第 62 条(3)は、当事者が 60 日以内に書面で異議を申し立てない限り、仲裁判断及び仲裁判断の取消決定の公開に同意したとみなす旨を規定しており、これにより、仲裁判断等が今後公開される可能性が高くなります。他方で、主張書面は当事者が同意をした場合にのみ公開されますが、手続命令や決定の公開にはこのような同意は必要ありません。仲裁判断及び仲裁判断取消決定の場合は、当事者が公開に異議を申し立てた場合であっても、ICSID がその抜粋を公開する場合があります。

仲裁規則は、特にマスキングが必要な場合は、これらの文書の公開は当事者との協議の上、行われるべきである旨を規定しています。秘密情報は、仲裁規則第 66 条に従って公開の対象から除外されており、そのような秘密情報は 10 個のカテゴリーに分類されています。これにより、ICSID 手続で提出された文書が公開される可能性があっても、当事者は安心して ICSID 仲裁手続を進めることができます。

審問期日の公開 (第 65 条) 仲裁規則第 65 条は、ICSID 仲裁手続の透明性をさらに高めるために、仲裁廷が(いずれかの当事者が異議を申し立てない限り)当事者以外の第三者の審問期日への出席及びその傍聴を許可することを容認し、また、当事者の申立てにより、反対当事者が異議を申し立てない限り、ICSID が審理の録音又は速記録を公開する仕組みを定めています。

紛争当事国ではない締約国等の参加 (第 67 条及び第 68 条) ICSID 仲裁の透明性を高めるもう一つの改正点として、紛争当事国ではない締約国(仲裁手続の当事者ではないが、仲裁の基礎になっている条約の締約国である国家)、及び、紛争当事者以外の第三者(国家や非政府組織を含みます。)が仲裁手続に参加する機会が与えられたことが挙げられます。改正後の ICSID 仲裁規則は、紛争非当事者の類型毎に、参加を認める際に仲裁廷が考慮すべき要素を規定しています。これは、紛争当事国でない締約国にとっては新たなものであり、その他の第三者にとっては、従来よりも拡張され、明確化されたものでした。参加を認められた紛争非当事者は仲裁手続の中で主張書面を提出することができます。

(2) 効率性

事件処理をより効率化するための新しい規定が導入されました。改正後の仲裁規則第 3 条は、「仲裁廷及び当事者は、誠意を持って、迅速かつ費用効果の高い方法で手続を行うものとする」と定めています。

仲裁廷の手続指揮権 (第 29 条)	改正後の仲裁規則第 29 条は、仲裁廷にさらなる手続指揮権を付与し、最初の手続会合で議論される事項を、適用される仲裁規則、文書開示要求、透明性に関する体制、並びに、審問期日の場所及び形式まで含む形で拡張しました。
書面等の提出手続 (第 4 条及び第 5 条)	仲裁規則第 4 条により、書面等の電子提出が原則とされ、これにより ICSID 手続の効率性を高めるとともに環境負荷を削減するという ICSID の目標が達成されます。仲裁規則第 5 条は、証拠等の附属書類(又はその抜粋)を主張書面等と同時に提出することを要求しています。
区分審理 (第 42 条から第 45 条)	<p>仲裁規則第 42 条は、仲裁廷が「区分審理」により、個別の論点を論点毎に審理することができると明確に定めています。仲裁廷は、区分審理をするか否かを決定するにあたり、次の要素を考慮するものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 区分審理により、仲裁手続に要する時間と費用が大幅に削減されるか否か (ii) 区分審理の対象となる論点について決定することにより、紛争の全部又は大部分が解決するのか否か (iii) 個々の論点間の関連性が高いために、区分審理をすることが非現実的でないか否か
強制的な期限 (第 9 条から第 12 条、及び、第 58 条)	仲裁廷は、仲裁廷の効率化を促進すべく、手続全体を通して期限を遵守するよう最善の努力を行うものとされています。例えば、仲裁廷は、仲裁廷の構成から 60 日以内に第 1 回手続会合を開催しなければならず、当該会合から 15 日以内に最初の手続命令を下さなければなりません。また、仲裁廷は、明らかに法的根拠を欠くことを理由とする即決判断の申立てについては最後の主張書面の提出から 60 日以内、先決的抗弁については最後の主張書面の提出から 180 日以内、その他全ての事項については最後の主張書面の提出から 240 日以内に判断を下さなければなりません。これにより、仲裁手続が効率的に行われ、所要期間が短縮されることが期待されます。
迅速仲裁手続 (第 75 条から第 86 条)	<p>期限に加え、仲裁規則第 12 章により、当事者の同意を条件として、迅速仲裁手続が導入されました。このような迅速仲裁手続は、今日の仲裁規則において一般的なものになりつつあり⁵、ICSID に関して言えば、中小規模の投資家にとって、紛争解決手続をより利用しやすくすることを目的とするものです。</p> <p>仲裁規則第 76 条から第 78 条は、迅速仲裁手続が 1 人又は 3 人の仲裁人によって審理されることを認めており、仲裁規則第 80 条及び第 81 条は、迅速仲裁手続のタイムテーブル及び手続のスケジュールに関する詳細を定めています。最後に、仲裁規則第 81 条は、可及的速やかに、またいかなる場合でも迅速仲裁手続の審問期日から 120 日以内に仲裁判断が下されることを要求しています。</p>

⁵ 代表的な仲裁機関である香港国際仲裁センター(HKICAC)、国際商業会議所(ICC)、ロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)及びシンガポール国際仲裁センター(SIAC)の全ての仲裁規則に、このような迅速仲裁手続に関する規定が含まれています。

(3) 費用

仲裁規則第 7 章は、ICSID 仲裁に携わる多くの国家及び投資家の関心事である、仲裁手続の費用に焦点を当てています。

費用の決定 (第 52 条) 仲裁規則第 52 条は、仲裁廷に対して、ICSID 仲裁手続の費用を当事者間で配分するにあたっては、以下の 4 つの要因を考慮すること、及び、配分に関する決定の理由とその方法を明示することを求めています。

- (i) 仲裁手続の結果
- (ii) 仲裁手続中の当事者の行動
- (iii) 論点の複雑性
- (iv) 請求された仲裁費用の合理性

また、仲裁規則は、仲裁廷が自らの裁量により、又は、当事者による申立てにより、いつでも費用に関する暫定的な決定を下すことを認めています。

費用の担保 (第 53 条) 仲裁規則第 53 条は、ICSID 仲裁手続の被申立国の要請によって導入されたものであり、ICSID 仲裁手続における費用の担保提供の申立て、及び、仲裁廷が担保提供命令を発令するための明確な手順、並びに、以下の関連状況を考慮した上で、所定の期限内に命令を出すべきことを定めています。

- (i) 担保を提供することになる当事者が、費用に関する不利な決定が下された場合に、これを履行できるだけの資力を有するか否か
- (ii) 担保を提供することになる当事者が、費用に関する不利な決定が下された場合に、これを履行する意思を有するか否か
- (iii) 費用の担保提供を命じた場合に、命じられた当事者による、その請求又は反対請求の遂行にどのような影響が生じるか
- (iv) 当事者の行動

仲裁廷は、仲裁規則第 53 条に従い、当事者が費用の担保提供命令に従わなかった場合には、手続を停止又は中止することができます。

第三者資金提供 (第 14 条) 第三者による資金提供(サード・パーティー・ファンディング)から生じる可能性のある利益相反を回避するため、仲裁規則第 14 条は、当事者に対し、仲裁申立ての登録時に(又は仲裁申立てが登録された後に、資金提供の合意が締結された場合はその後直ちに)、資金提供を受けた第三者の氏名及び住所を開示するよう求めています。

当事者は、資金提供の合意そのものの開示を要求されているわけではありませんが、仲裁廷は、必要であると認めた場合は、当事者に対して、資金提供の合意に関する更なる情報の開示を命令することができます。仲裁廷は、上記の担保提供命令を下すか否かを判断するに当たっては、第三者資金提供の存在についても考慮するよう明示的に求められています⁶。

このような ICSID 仲裁規則の現代化は、ICSID 仲裁手続の効率化、ICSID の施設やサービスへのアクセスの拡大、及び、仲裁手続の実施及び結果に関する透明性の向上を確保するものです。

⁶ 仲裁規則第 53 条(4)参照。

2. 更なる改正及び新たな規則

さらに、ICSID 追加的制度規則が改正され、国家及び投資家が利用できる紛争解決手続の選択肢の拡大を目的とする新たな規則として、調停規則及び事実調査規則が導入されました。

(1) ICSID 追加的制度規則

ICSID 追加的制度規則は、ICSID 条約が適用されない投資紛争について、ICSID 管理による仲裁、和解及び事実調査サービスを提供するものです。今回の改正により、追加的制度規則の適用範囲が拡大され、同意した全ての当事者間の紛争への適用が認められました。従来、この追加的制度規則は、締約国又は締約国の国民のみが利用することができましたが、今回、追加的制度規則第 2 条が改正され、「地域経済統合組織」(Regional Economic Integration Organizations: **REIO**)(欧州連合等)が関与する紛争についても利用できるようになりました。これにより、REIO が地域共同体を代表して署名した国際投資協定に対応すると共に、投資家及び国家の司法へのアクセスの大幅な拡大を可能にします。

(2) 新たな調停規則及び事実調査規則

調停規則及び事実調査規則は、ICSID 仲裁規則等と組み合わせて、又は、独立して使用することができ、これにより、当事者は複数の形態の紛争解決メカニズムを利用することができます。ICSID 調停規則は適用範囲が広く、これにより ICSID は投資に関連し、かつ当事者の同意を得た、国家又は REIO が関与するあらゆる調停手続を管理することができます。この規則は、国家及び投資家から寄せられた、より良い調停を提供して欲しい旨の要請に応えるものです。

ICSID 事実調査規則は、当事者に、事実認定の手順を決定し、紛争における事実調査をより具体的にするための、1 人以上の事実調査委員会の構成を共同で要請することを認めるものです。事実調査規則は適用範囲が広く、これにより ICSID は投資に関連し、かつ当事者の同意を得た、国家又は REIO が関与する事実調査手続を管理することができます。

このような大幅な改正を受け、改正後の ICSID 仲裁規則等の利用を検討するにあたっては、個々の状況に照らした助言を得る必要があります。弊所にて、皆様のニーズに即した助言をさせていただきますので、ご遠慮なくご連絡ください。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 